

資料提供(投げ込み) 令和3年9月29日(水)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 (電話059-229-3126)	税務・財産管理担当理事 橋本英樹

三重県緊急事態措置の終了に伴う市施設の再開等について

令和3年9月30日(木)に「三重県緊急事態措置」が終了すること、また、同月28日(火)に「三重県リバウンド阻止重点期間」が発出されたことを受け、現在休止等の対応を実施している市施設について、同年10月1日(金)から、下記のとおり運営を再開するとともに、市施設の運営の基本的な対応方針を決定しました。

記

- 1 運営を再開する市施設及び市施設の運営の基本的な対応方針
別紙「再開施設集計表・市施設の運営の基本的な対応方針」のとおり

再開施設集計表

三重県緊急事態措置が令和3年9月30日(木)に終了することを受け、
10月1日(金)に再開する施設数及び引き続き休止する施設数を示すものです。

施設類型 \ 対応	現在休止等の対応をしているもの	再開するもの	引き続き休止するもの	引き続き休止する施設
集会施設	216	216	0	
文化施設	30	30	0	
スポーツ施設	152	152	0	
観光施設	20	18	2	わかすぎ城立、わかすぎ小杉
産業施設	4	4	0	
福祉施設	17	17	0	
教育児童施設	15	15	0	
庁舎等	9	9	0	
保健医療施設	7	7	0	
交通施設	4	4	0	
公園	4	3	1	浜風公園(キャンプ場部分)
処理場	1	1	0	
合計	479	476	3	

市施設の運営の基本的な対応方針

- (1) 文化施設、集会施設、スポーツ施設等の集客施設については、人流の抑制と接触機会の低減を図るための入場者の整理等や、発熱している方又は感染防止対策(マスクの着用や手指消毒等)を行わない方の入場は避けていただくようお願いするなどの対策を講じながら、通常の利用時間により運営することとします。
- (2) 市施設におけるカラオケ設備の提供は行わないこととします。
- (3) 飲食店への営業時間短縮要請を行っている地域など、感染者が多数発生している地域にお住まいの方については、市施設のご利用について自粛していただくようご協力をお願いすることとします。